

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（第6回）議事要旨

## 1 日 時

平成30年12月20日（木）15時30分～17時

## 2 場 所

東京高等検察庁17階第二会議室

## 3 議 題

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（最終とりまとめ）について

## 4 資 料

- 1-1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）
- 1-2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（本文）
- 2 有識者資料

## 5 概 要

議題について、関係省庁から第5回検討会において示された意見への回答及び事務局から資料1-1及び資料1-2に基づく説明を行った上で、意見交換を行ったところ、有識者から以下の要旨の発言がなされるなどした。

- 総合的対応策は、外国人材の受入れだけでなく共生のための対応策である。今後、受け入れる側の日本人にも何らかの情報発信や意見を求めていくことが必要になる。
- 現在諸外国で生じている移民問題を巡る問題を踏まえると、受入れの方針を国民に対して着実に周知することや、日本語教育と併せて、日本社会・文化の価値観を理解してもらう取組を行うことも重要である。
- 現在外国人が集住している地域以外においても、日本語教育の機会が着実に確保できるようにすべきである。
- 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくりに関して、現場の声を聴くことは重要であり、着実に仕組みを構築した上で、透明性も確保すべきである。特に、全国的に関係団体の意見を聴取する機会を設けて欲しい。
- 相談体制の整備に関して、国の相談窓口は電話だけでなく、SNSなどのツールも活用すべきである。
- 日本語教育の充実に関して、どこに住んでいても同水準の日本語教育が受けられるように統一的な学習制度を確立すべきである。
- 社会保険の加入促進に関して、施策を推進していくためには、外国人に関する統計分析を確実に行う必要がある。
- 外国人との共生のための基本法の制定や外国人との共生施策を確実にを行うための外国人庁の設置についても、引き続き要望したい。
- 具体的な施策の実施に当たっては、地方公共団体同士の連携や都道府県が果たす役割も重要である。国による都道府県への支援や地方支分部局の活用も着実に行うべきである。
- 具体的施策の実施状況について、適切なフォローアップを行うためには、実態を

理解している多様な利害関係者からの意見を聴くべきである。

- 施策番号 89 の「労働関係法令・雇用慣行等の基本的知識等を習得するための研修事業」の対象については、定住外国人のみならず全ての外国人とすべきである。
- 健康保険の被扶養者や国民年金第 3 号被扶養者の認定に関して、国内居住要件の例外の範囲については、平等原則の観点からの検討が必要である。
- 基本的な考え方の「在留資格を有する全ての外国人」について、厳格に「在留資格を有する者」のみと解釈すると現行の運用等に反するおそれもあるのではないか。

(以上)